

国  
会  
記  
者  
会  
規  
約

## 国会記者会規約

### 第一条 (名称)

本会は国会記者会と称する。

### 第二条 (事務所)

本会の事務所は、東京都千代田区永田町一―六一二 国会記者会館内におく。

### 第三条 (目的)

本会は、国会に関する取材、報道について、会員の共同の便益をはかり、また会員相互の親睦と向上をめざすことを目的とする。

### 第四条 (構成)

本会の会員は、日本新聞協会員である新聞、通信、放送各社で、本規約第十二条の規定によって入会を認められたものをもって構成す。

### 第五条 (業務)

本会の目的を達成するため次の業務をおこなう。

- (一) 自由で公正な国会に関する取材、報道を可能にするための活動
- (二) 国会記者会館の運営、管理

- (三) 国会記者章等、諸記章の配分、管理
- (四) 本会として必要な衆議院、参議院との連絡、調整
- (五) その他本会の目的達成に必要なと思われる活動

#### 第六条

(役員)

本会に役員として、幹事および常任幹事をおくとともに、事務局を設け、事務局長一名、職員若干名をおく。事務局長は幹事会が任命する。

#### 第七条

(幹事)

幹事および常任幹事は、次の定める規定に従って選任する。

(一) 幹事

幹事は十九名とし、共同通信社・毎日新聞社・朝日新聞社・読売新聞社・日本経済新聞社・中日新聞社・西日本新聞社・北海道新聞社・時事通信社・サンケイ新聞社・日本放送協会の十一社、民間放送会員社代表七社のほか、会員社代表一社の幹事の選任方法については別に定める細則による。

(二) 常任幹事

常任幹事は幹事の中から別に定める細則に従って選任する。  
任期は一年とし、重任を妨げない。

#### 第八条

(幹事会、常任幹事会)

幹事は幹事会を、常任幹事は常任幹事会をそれぞれ組織し、次の規定に従って会の運営に当る。

(一) 幹事会

幹事会は会を代表し、第五条に規定する業務の決定、実施にあたる。また会員の入退会、予算、決算、罰則の決定、承認、規約、細則の制定、改廃のほか、とくに規定のない事項の決定実施にあたる。

(二) 常任幹事会

常任幹事会は、幹事会に提出する議案の立案にあたるほか、本会の日常的業務の実施、監督にあたる。また緊急時には本会を代表して、本会の一切の運営にあたる。ただし、そのさいには事後に幹事会の承認を得なければならない。

なお、日常的業務の実施は事務局長に委任することを常例とする。

(三) 議決方法

幹事会の議決は、幹事過半数の出席により、三分の二の多数の賛成で決する。

常任幹事会の議決は全員の出席により全員の賛成で決する。

幹事会、常任幹事会には事務局長が参加するが議決には加わらない。

#### 第九条

(会員総会)

本会は毎年四月に業務報告のため幹事会の召集により、会員総会を開くものとする。

ただし、この定例会員総会は幹事会をもって代行することを常例とする。

なお、会員の四分の三以上の同意による要求があった場合は、会員総会を開かなければならない。

#### 第十条

(会費等)

本会の維持、運営のため別に定める細則に従い、会員より会費を徴収するほか、入会金、過怠金を徴収することができる。

第十一条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、三月三十一日に終る。

第十二条 (入退会)

本会への入会は幹事二名以上の推薦により、幹事会の承認を経て認められる。本会からの退会は、会員の届出によって行われる。ただし、第十三条の規定により除名処分を受けた場合は当然退会となる。

第十三条 (罰則)

本会会員で本会の目的に背反し、義務に違反する行為があつたときは、幹事会の決定によって次の罰則を課することができる。

- (一) 除名
- (二) 国会記者会館への出入、使用停止
- (三) 陳謝
- (四) 注意

但し、(一)(二)の場合は、幹事の三分の二以上の出席により三分の二以上の多数の賛成によって決する。

第十四条 (細則)

本規約の実施のため次の細則を設ける。

- (一) 会費等徴収細則
- (二) 幹事、常任幹事選任細則

- (三) 国会記者記章等管理細則
- (四) 報道資料等配布細則

付則

- (一) 本規約に規定されていない事項はすべて幹事会の議決によって決める。
- (二) 本規約ならびに細則は昭和四十七年四月一日から実施する。
- (三) 昭和四十七年三月三十一日現在の旧規約による会員は、規約の規定にかかわらず、自動的に本規約による会員となる。

会費等徴収細則

第一条 (会費)

会員より会費を徴収し、本会が指定した日までに納入しなければならない。

第二条 (入会金)

新規加入会員は入会金として三十万円を納入しなければならない。

第三条 (過怠金)

国会記者記章、連絡員記章、連絡員腕章を紛失したときは過怠金を万円を課する。

## 幹事、常任幹事選任細則

### 第一条 (幹事)

幹事選任は、国会記者会規約第七条(一)によるが、会員社代表一社については当分の間、国会記者会館内、国会十一社連合の推薦を受け、幹事会の承認を経て選任する。

### 第二条 (常任幹事)

常任幹事は四名とし、その選任は共同通信社政治部長を常任の常任幹事とするほか、毎日新聞社・朝日新聞社・読売新聞社の政治部長のうち一名を輪番制で、さらに民放各社から代表一名を選任、他の一名を日本経済新聞社・中日新聞社・西日本新聞社・北海道新聞社・時事通信社・サンケイ新聞社・日本放送協会の政治部長の中から輪番制で選任する。

## 国会記者記章等管理細則

### 第一条 (配分)

- (一) 新入会員への記章等の配分は幹事会で決定する。
- (二) 記章等の増減など配分数の変更については、当該会員社の申請をうけ、幹事会で決定する。
- (三) 記章等の供与等は原則として記章等の更改時に行う。

### 第二条 (管理)

記章等の管理の責任は、会員に供与されたものについては会員が負い、事務局で保管しているものにつ

いては事務局長が負う。

### 第三条 (再交付)

- (一) 会員が記者記章等を紛失したときは、速やかに事務局長を通じて幹事会に届出なければならない。
- (二) 会員が紛失した記章等の再交付を望む場合は、当該会員社が幹事会に申請し、承認を得て再交付される。その時期は、毎年六月と十二月の年二回に分ける。

## 報道資料等配付細則

### 第一条 (配付)

会員は衆議院・参議院から送付される公報、法律案、予算書、決算書、議事録その他の配布を受けるものとする。

